

三朝町告示第68号

令和7年第3回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年8月4日

三朝町長 松浦弘幸

1 期 日 令和7年8月21日 午前10時30分

2 場 所 三朝町議会議場

3 付議事件

- (1) 令和7年度三朝町一般会計補正予算（第3号）
- (2) 三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の一部改正について
- (3) 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（町道実光神倉線道路災害復旧工事（5年災462号））

○開会日に応招した議員

森 貴美子	小椋泰志
河村明浩	吉村美穂子
松原成利	松原茂隆
能見貞明	石田恭二
山口博	藤井克孝
遠藤勝太郎	吉田道明

○応招しなかった議員

なし

第3回 三朝町議会臨時会議録(第1日)

令和7年8月21日(木曜日)

議事日程

令和7年8月21日 午前10時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- ・例月出納検査の結果報告について
- ・議員派遣について

日程第4 議案第43号 令和7年度三朝町一般会計補正予算(第3号)

日程第5 議案第44号 三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第45号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(町道実光神倉線道路災害復旧工事(5年災462号))

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- ・例月出納検査の結果報告について
- ・議員派遣について

日程第4 議案第43号 令和7年度三朝町一般会計補正予算(第3号)

日程第5 議案第44号 三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第45号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(町道実光神倉線道路災害復旧工事(5年災462号))

出席議員（12名）

1番 森 貴美子	2番 小椋 泰志
3番 河村 明浩	4番 吉村 美穂子
5番 松原 成利	6番 松原 茂隆
7番 能見 貞明	8番 石田 恭二
9番 山口 博	10番 藤井 克孝
11番 遠藤 勝太郎	12番 吉田 道明

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長…………… 藤井 和正 主事…………… 菅田 知佳

説明のため出席した者の職氏名

町長……………	松浦 弘幸	副町長……………	赤坂 英樹
総務課長……………	矢吹 和美	地域振興監……………	藤井 紀好
財政課長……………	吉田 栄治	町民課長……………	山口 良輔
福祉課長……………	岩山 裕和	農林課長……………	山中 恵子
建設水道課参事……………	蔵増 繁幸		

午前 11時 06分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、
ただいまから令和7年第3回三朝町議会臨時会を開会いたします。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともにございません。以上、報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、9番、山口博議員、10番、藤井克孝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第3、諸般の報告を行います。例月出納検査の結果報告について、監査委員から令和7年5月、6月、7月の報告書が提出されていますので、閲覧願います。

次に、派遣議員について、お手元に配付している資料のとおり派遣しましたので、報告いたします。

日程第4 議案第43号から日程第6 議案第45号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して日程第4から日程第6までの3件の議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して日程第4から日程第6、すなわち議案第43号から議案第45号の3件の議案を一括議題とすることといたします。
町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第43号、令和7年度三朝町一般会計補正予算（第3号）について概要を申し上げます。
初めに、渇水対策等緊急事業でございますが、連日の猛暑、干ばつにより渇水等の影響が広が

っていることから、農業用水の確保等に係る費用の一部を支援するため必要となる措置を講ずるものでございます。

次に、国の物価高騰対策重点支援でございます。

既に措置しております定額減税調整給付金事業費につきまして、給付金算定の元となる税情報が確定したことに伴い必要な調整を行うほか、全世帯へ燃料券を配布し、町民の生活を支援することとしております。

また、今期の補正予算では、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本町条例の一部を改正し、選挙公営に係る単価を国基準を参考に見直そうとするもので、歳入歳出それぞれ2,737万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を60億1,172万8,000円とするものでございます。

議案第44号、三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の一部改正につきましては、先ほど説明した公職選挙法施行令の一部改正に伴う三朝町の議会の議員及び三朝町長の選挙における町費負担の上限額について、国の基準を参考に行うものでございます。

議案第45号の工事請負契約の締結についての議決の一部変更につきましては、町道実光神倉線道路災害復旧工事の契約金額を1億5,273万7,200円に減額するものでございます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第43号、令和7年度三朝町一般会計補正予算（第3号）、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第43号、令和7年度三朝町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案書5ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ、2,737万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億1,172万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容を事項別明細書等により歳出から御説明申し上げます。

まず、11ページ一番上、総務費の庁舎管理一般経費につきましては、テレビ受信機能を有する公用車について、放送受信契約の未契約が確認されたため、所要の措置を講ずるものでございます。

その下、町長・町議会議員選挙執行費につきましては、選挙公営に係る単価について国基準を参考に見直すほか、物価高騰の影響に伴い、投票用紙等の印刷費用について所要の調整を行うものでございます。

次に、民生費、国事業の定額減税調整給付金事業費につきましては、減税しきれなかった差額を補足給付するもので、給付金算定の基礎となる税情報が確定しましたので、必要な調整を行うものでございます。

また、ラドンあったか燃料券配付事業につきましては、国が実施します物価高騰に伴う支援策として、全世帯へ町内ガソリンスタンド等で使える燃料券、一世帯当たり3,000円を配布し、町民の生活を支援するものでございます。

最後に、農林水産業費、渴水対策等緊急事業につきましては、7月中旬からの晴天、猛暑により渴水等の影響が町内においても見られたことから、緊急的な支援対策として、農業用水の確保等に係る費用の一部を支援するなど、農作物等の被害予防及び営農継続に向けて負担の軽減を図るもので、予備費により県と連携して事業を実施するものでございます。

なお、今回の補正の財源につきましては、前のページに戻っていただきますが、国、県支出金及び基金を活用するものでございます。

以上が、令和7年度三朝町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 道明君） 続いて、議案第44号、三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の一部改正について、矢吹総務課長。

○総務課長（矢吹 和美君） 議案書13ページをお願いします。議案第44号、三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、同政令の規定を勘案して定めている三朝町の議会の議員及び三朝町長の選挙における選挙公営に係る公費負担について改正するものです。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（吉田 道明君） 続いて、議案第45号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（町道実光神倉線道路災害復旧工事（5年災462号））。

○建設水道課参事（蔵増 繁幸君） 議案第45号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（町道実光神倉線道路災害復旧工事（5年災462号））について、御説明申し上げます。議案書は15ページをお願いいたします。

現在、復旧工事を進めております町道実光神倉線道路災害復旧工事（5年災462号）におきまして、工事請負契約内容の一部に変更が生じましたので、現契約者との間において契約金額の減額を行おうとするものであります。

主な変更理由としましては、当初、補強土壁に使用する盛土材料を購入土で計上しておりましたが、災害復旧工事などの急増により入手が困難な状況となり、代替の材料として、調達が可能で購入土より安価なクラッシャーラン碎石を使用したことによります。

これにより、盛土材料の単価が1立方メートル当たりおよそ990円減額となることに伴い、契約金額を現契約金額1億5,510万円から236万2,800円減額して、1億273万7,200円としたいものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田道明君） これより質疑に入ります。

質疑は議事の進行上、一件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第43号、令和7年度三朝町一般会計補正予算（第3号）について、質疑ありませんか。

遠藤議員。

○議員（遠藤勝太郎君） 何ページかいな、11ページ。11ページの一番下の欄のところの渴水対策等緊急事業について細部説明を求めたいと思います。

○議長（吉田道明君） 山中農林課長。

○農林課長（山中恵子君） 渴水対策等緊急支援事業につきましては、連日の猛暑、間伐により渴水の影響が広がっていたことから、農業用水の確保等に係る費用の一部を支援するためのものです。

補助対象につきましては、ポンプの購入費、リース代、ポンプの燃料費、土嚢等で、原則2名以上の農業者で共同利用するなどの要件がございます。

補助率は、県が45%、町が45%、本人負担10%でございます。補助対象期間は7月15日からですが、申請時には請求者領収書、使用中の写真、作業日誌等の添付が必要となります。

取りまとめは農事組合長さんにお願いする予定です。

詳細につきましては、いろいろな状況がございますので、農林課のほうで話を聞いて対応する予定しております。

以上です。

○議長（吉田道明君） 遠藤議員。

○議員（遠藤勝太郎君） 今、農事組合長さんがどうこうと言われたけれども、農事組合長さんはその話はいつされたんですか。

○議長（吉田道明君） 山中課長。

○農林課長（山中恵子君） 8月の6日の日に農事組合長会がございまして、そのときに取りま

とめをお願いするようにお話はさせていただいております。

○議長（吉田 道明君） 遠藤議員。

○議員（遠藤勝太郎君） これ、水田対象だけでしょうか。果樹との関係。果樹も対象になっででしょうか。水田だけか、果樹も対象になるかっていうこと。

○議長（吉田 道明君） 山中課長。

○農林課長（山中 恵子君） 水田だけではございません。果樹も対象です。

○議長（吉田 道明君） 次の質疑はありませんか。
はい。

○議員（石田 恒二君） 11 ページの、多分これ、町民課だと思うんですけど、定額減税の今回の分、ちょっと詳細お願いします、中身を。

○議長（吉田 道明君） 山口町民課長。

○町民課長（山口 良輔君） 今回の定額減税等に引っかからなかった部分の不足額の給付になりますが、まず、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額の確定に伴って当該の給付金の対象となった者というのが、令和5年分の所得で概算計算をして、対象で定額減税等を行いましたが、実際の令和6年分の所得税等が確定しました。結局、令和6年度分の所得税が低かったり所得が少なかつたりしますと、そこに不足となる部分が、定額減税等ができなかつた部分が出ますので、そういう部分に関しての給付部分が約1,000人、金額としては約1,600万と。

あとですね、本人及び扶養親族等が定額減税の対象外であって、昨年度、令和5年度、6年度に実施しました低所得者向けの給付金の世帯主、世帯員に該当しなかった者、結局、今まで低所得者部分に対して給付がありましたが、それにも対象から漏れている部分、例えば、本当に住民税がほんの少しかかって課税になった人、所得が多い方の扶養家族にも入っておられない方っていう部分の者に対しての給付が約400人、金額としてはそこが1,480万というような額になります。

詳細としては以上でございます。

○議長（吉田 道明君） 石田議員。

○議員（石田 恒二君） そうすると、一所帯の中に生計分離している人がいた場合ですね、その人の所得額が低い場合、その人だけに給付されるという理解でいいでしょうか。分離している別の家族に所得が高くても支給されるということでしょうか。

○議長（吉田 道明君） 山口課長。

○町民課長（山口 良輔君） 世帯の中で分離されていても、所得がある方の扶養であれば、扶養

をとっておられた所得の多い方の定額減税等の対象になっておりますので、そういういたケースに
関しては本人には給付はされません。

ですから、何らかの形で、本人または扶養している方、所得が少ない方を扶養に取っている方
への定額減税が行われてますので、どこかに引っかかってくるというような制度……。

○議員（石田 恭二君） 扶養になつてない人だよ、生計分離して。

○議長（吉田 道明君） 手を上げて言ってください。

○議員（石田 恭二君） いい。自分の質問がそうだったから。

○町民課長（山口 良輔君） 扶養になつてない方というのは税の扶養になつてない方という
理解で、税の扶養になつてない方であれば、その方が本当に所得税、住民税等かかっていなければ、
低所得者世帯向けの給付が令和5年、6年に実施されておりますので、そちらのほうに拾
われている可能性はあります。

ただ、税の扶養にはとれない額の所得が出ている方に関しては、このたびの給付の対象になり
ます。

以上です。

○議長（吉田 道明君） いいですか。

そのほか、質疑ありませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 質疑を終結し、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第44号、三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての
町費負担に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 45 号、工事請負契約の締結について議決の一部変更について（町道実光神倉線道路災害復旧工事（5年災 462 号））について、質疑ありませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 道明君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて、令和 7 年第 3 回三朝町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前 11 時 26 分閉会
